

## 輸入差止点数が2年連続6万点超え

(令和2年の名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況)

名古屋税関は、令和2年の管内における偽ブランド品等の知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせします。

### 1. 輸入差止件数は2,200件超、輸入差止点数は6万9千点超に増加

- 輸入差止件数は、郵便物からの差止めが増加したため、前年比20.6%増の2,257件になりました。
- 輸入差止点数は、1件1,000点超を差し止める大量事案を発見するなど、前年比10.4%増の69,424点になりました。

### 2. 中国来貨物の輸入差止件数が前年比7.1%増の1,024件に増加

- 仕出国(地域)別の輸入差止件数では、中国が45.4%(1,024件)を占めました。また輸入差止点数は、中国が59.0%(40,990点)を占めました。
- ベトナムからの差止件数、点数が大幅に増加しました。

### 3. 商標権、特許権、意匠権侵害物品の輸入差止件数、点数が増加

- 知的財産別では、引き続き商標権侵害物品が件数・点数ともに最多ですが、著作権を除く他の知的財産も件数・点数ともに前年実績超えとなりました。

### 4. 「コンピュータ製品」「ベルト類」の輸入差止件数が増加 「煙草及び喫煙用具」、「家具類」の輸入差止点数が大幅に増加

- 品目別の輸入差止件数では、コンピュータ用ソフトなどの「コンピュータ製品」が前年比3.1倍、ベルトなどの「ベルト類」が前年比2倍となりました。
- 品目別の輸入差止点数では、電子タバコ用カートリッジなどの「煙草及び喫煙用具」が前年比1,800倍、イスなどの「家具類」が前年比200倍と大幅に増加しました。

【問い合わせ先】

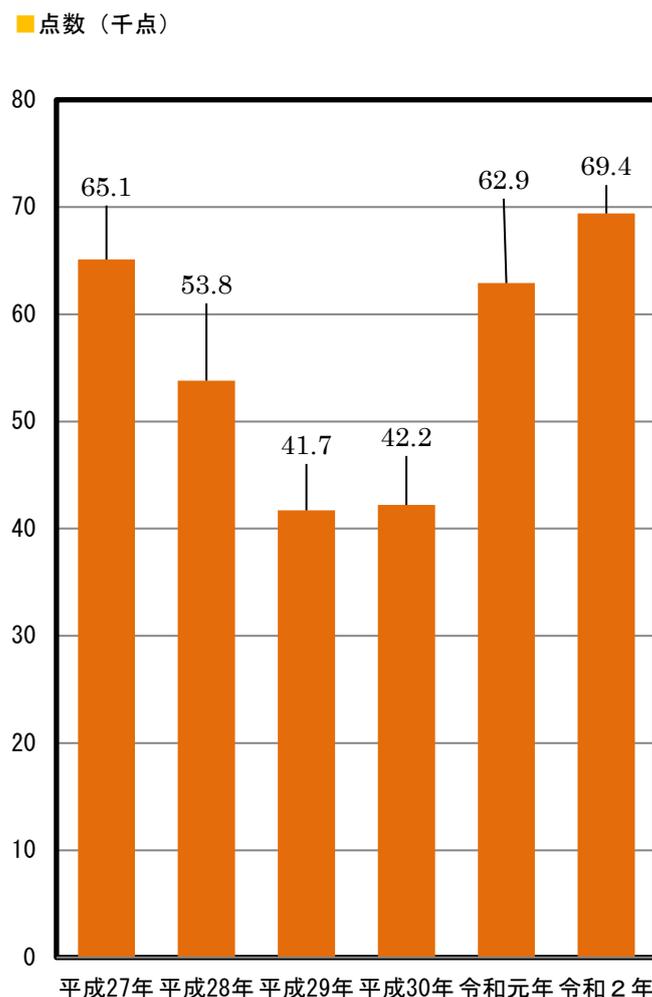
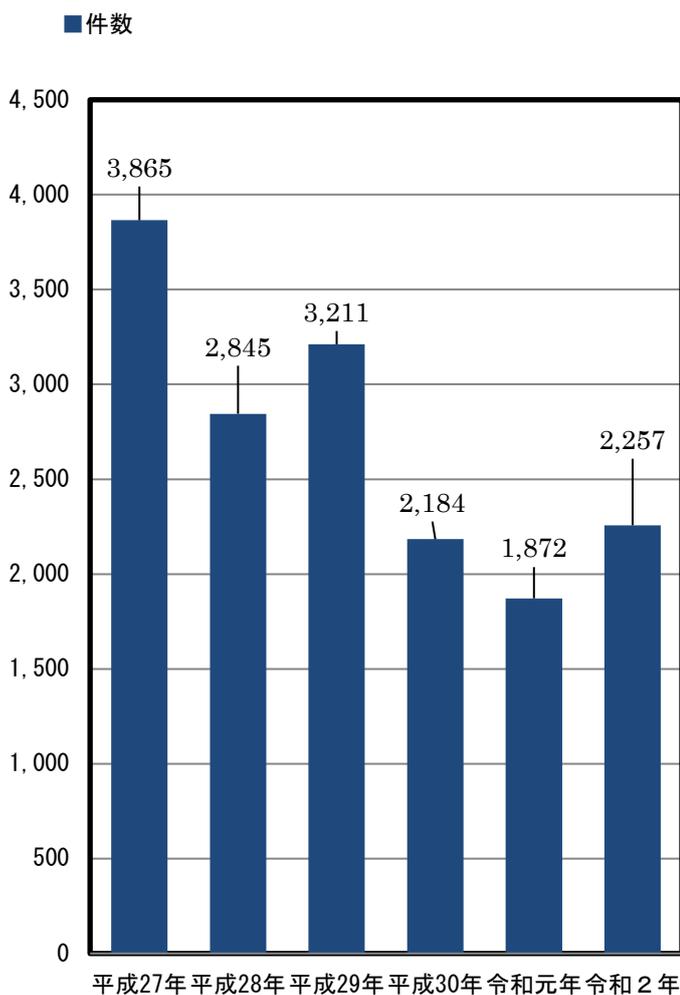
名古屋税関総務部税関広報広聴室  
TEL：052-654-4008

## 令和2年の名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況

- 輸入差止件数は、2,257件で、前年比20.6%の増加、輸入差止点数は、69,424点で、前年比10.4%の増加となりました。
- 輸入差止件数は、コンピュータ用ソフトなどの「コンピュータ製品」やベルトなどの「ベルト類」が増加しました。また輸入差止点数は、電子タバコ用カートリッジなどの「煙草及び喫煙用具」やイスなどの「家具類」が大幅に増加しました。
- 知的財産侵害物品の輸出差止実績はありませんでした。

(注) 「差止件数」及び「差止点数」は、税関が差止めた知的財産侵害物品に係る一般貨物及び郵便物の件数及び点数をそれぞれ計上したものである。

### 知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移

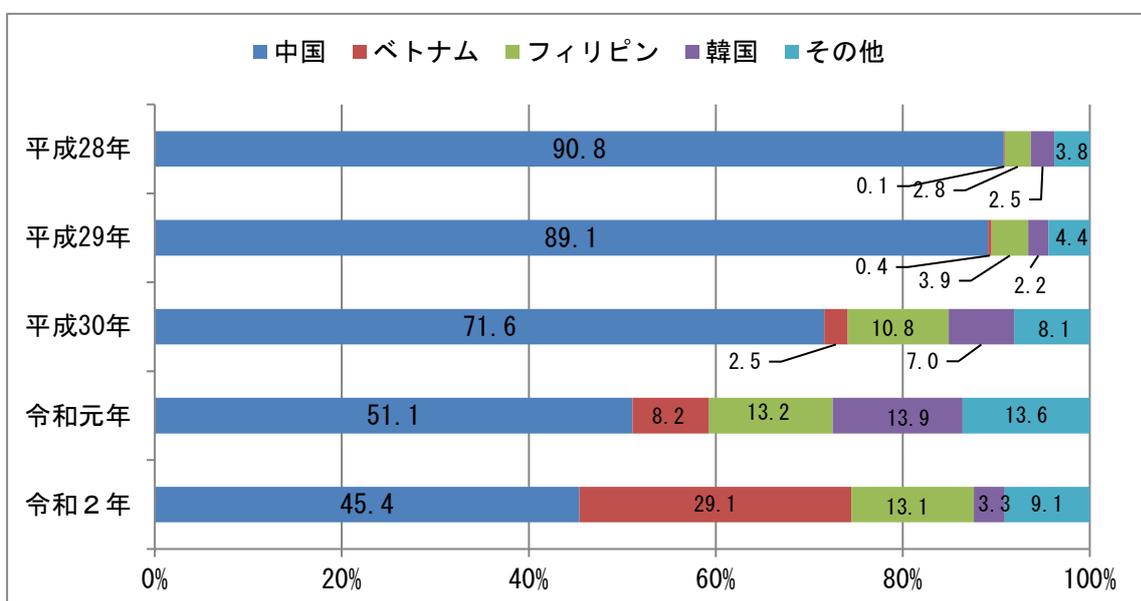


## ○仕出国（地域）別輸入差止実績

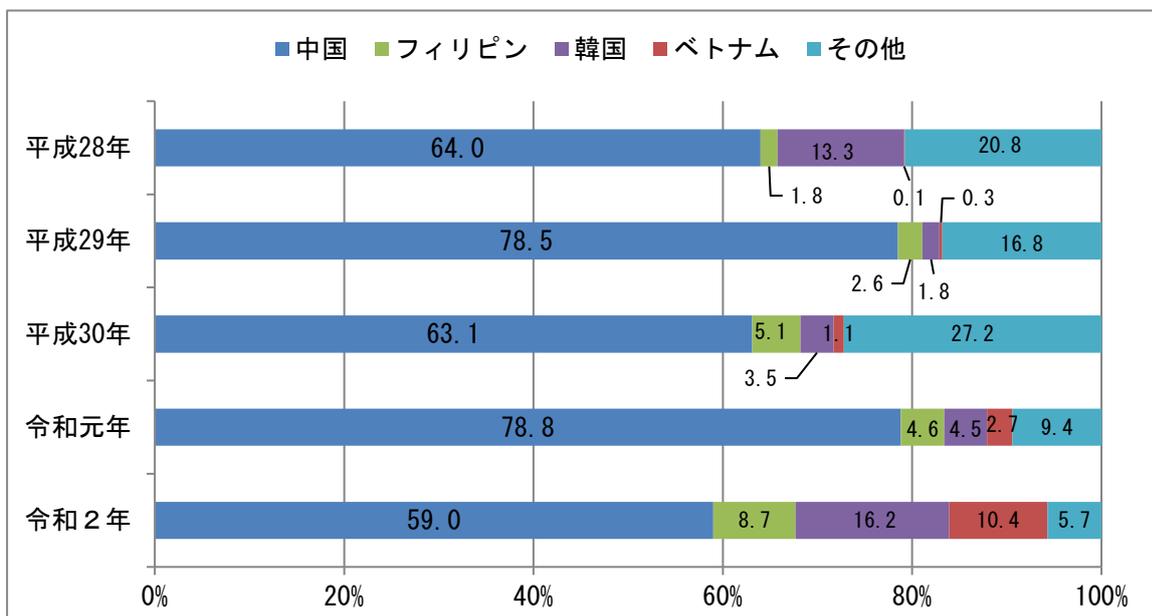
- ▶ 輸入差止件数は、中国を仕出しとするものが1,024件（構成比45.4%、前年比7.1%増）と前年の実績（956件）から増加しました。次いでベトナムが657件（同29.1%、同329.4%増）、フィリピンが295件（同13.1%、同19.4%増）でした。
- ▶ 輸入差止点数は、中国を仕出しとするものが40,990点（構成比59.0%、前年比17.3%減）と前年の実績（49,589点）から減少しました。次いで韓国が11,269点（同16.2%、同298.1%増）、ベトナムが7,210点（同10.4%、320.2%増）でした。

### 仕出国（地域）別輸入差止件数構成比の推移

枠内の数字は構成比（%）



### 仕出国（地域）別輸入差止点数構成比の推移

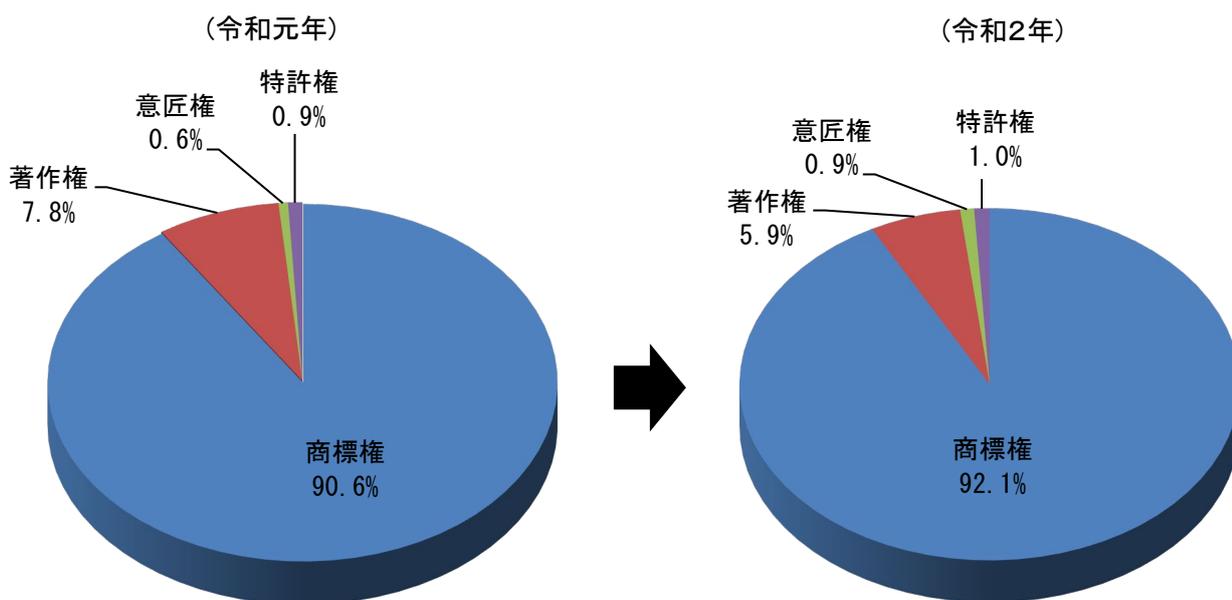


## ○知的財産別輸入差止実績

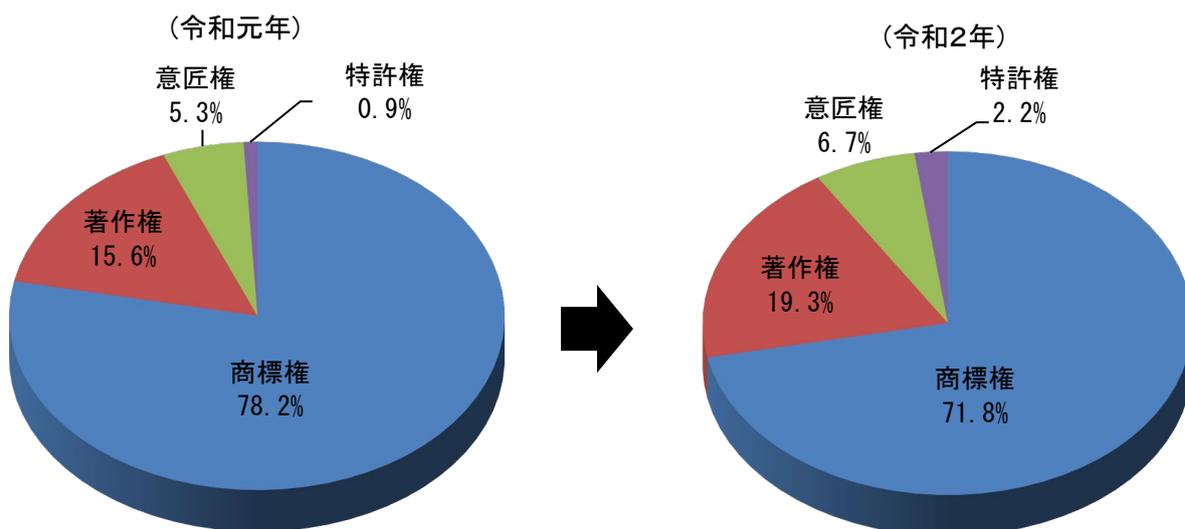
- 輸入差止件数は、偽ブランド品などの商標権侵害物品が 2,149 件（構成比 92.1%、前年比 24.3%増）で大半を占めています。
- 輸入差止点数も、商標権侵害物品が 49,821 点（構成比 71.8%、前年比 1.2%増）と大半を占めますが、特許権が約 2.8 倍増となりました。

各権利の保護対象は、13 ページの記載を参照願います。

### 知的財産別輸入差止実績構成比の推移（件数）



### 知的財産別輸入差止実績構成比の推移（点数）

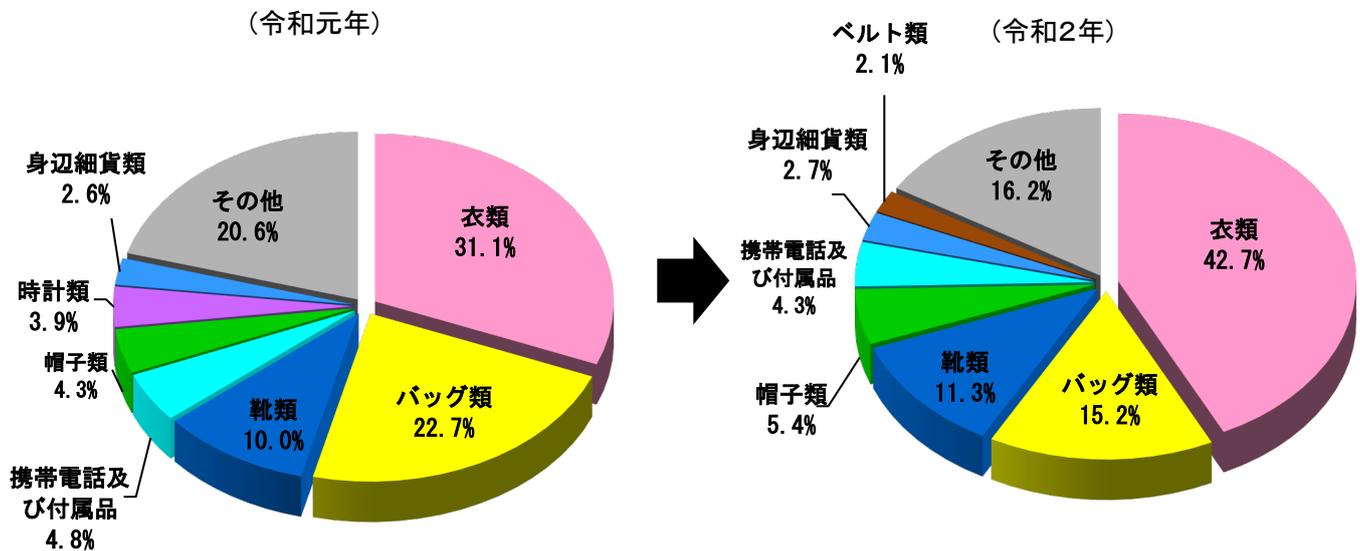


(注) 四捨五入しているため、構成比の合計が 100%とならない場合があります。

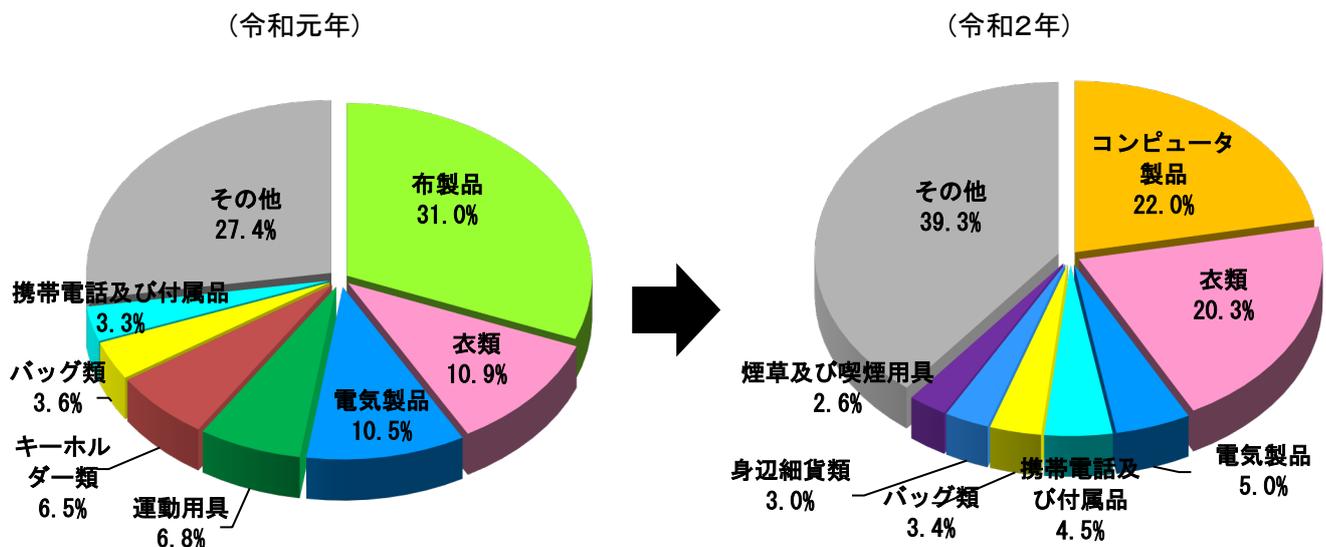
## ○品目別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、衣類が1,356件（構成比42.7%、前年比78.0%増）と最も多く、次いでバッグ類が482件（同15.2%、同13.5%減）、靴類が358件（同11.3%、同45.5%増）でした。
- 輸入差止点数は、コンピュータ製品が15,241点（構成比22.0%、前年比1421.1%増）と最も多く、次いで衣類が14,079点（同20.3%、同105.0%増）、電気製品が3,464点（同5.0%、同47.6%減）でした。
- 件数・点数ともに増加した品目は、コンピュータ製品、衣類、携帯電話及び付属品等でした。

### 品目別輸入差止実績構成比の推移（件数）



### 品目別輸入差止実績構成比の推移（点数）

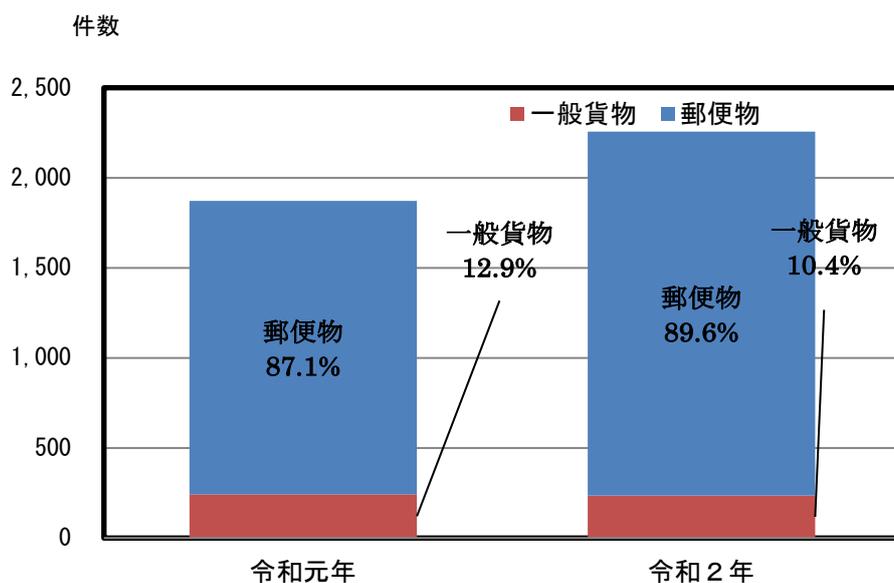


(注) 四捨五入しているため、構成比の合計が100%とならない場合があります。

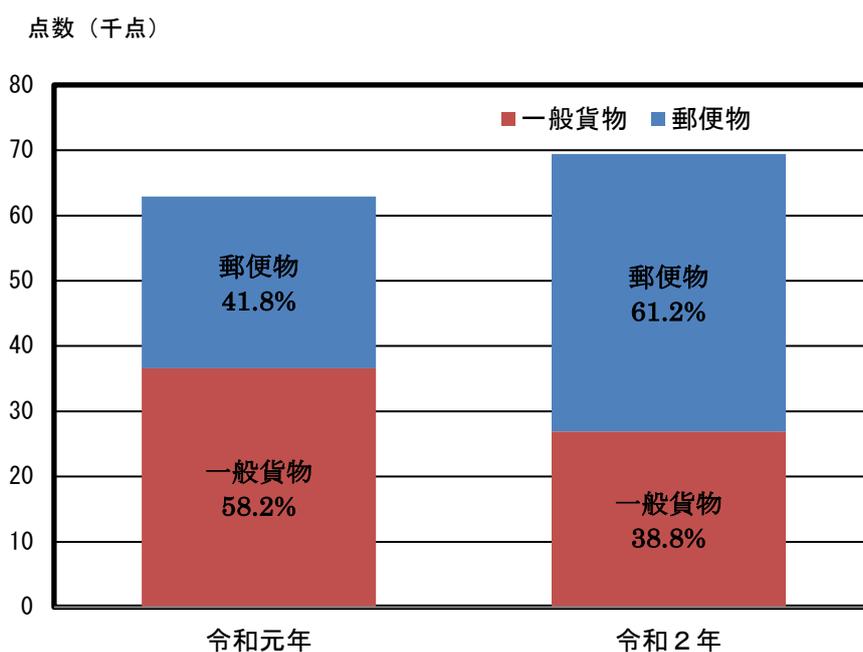
## ○輸送形態別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、郵便物が2,022件（構成比89.6%、前年比24.0%増）で大半を占めており、一般貨物は235件（同10.4%、同2.9%減）でした。
- 輸入差止点数は、郵便物が42,518点（構成比61.2%、前年比61.7%増）、一般貨物が26,906点（同38.8%、同26.5%減）でした。

### 輸送形態別輸入差止実績構成比の推移（件数）



### 輸送形態別輸入差止実績構成比の推移（点数）



令和2年の名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況（資料）

1. 仕出国(地域)別輸入差止実績(件数)

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年	前年比	構成比
中国	2,583	2,862	1,564	956	<b>1,024</b>	107.1%	45.4%
ベトナム	3	12	54	153	<b>657</b>	429.4%	29.1%
フィリピン	79	125	236	247	<b>295</b>	119.4%	13.1%
韓国	70	70	152	260	<b>74</b>	28.5%	3.3%
香港	69	64	70	101	<b>73</b>	72.3%	3.2%
タイ	14	14	21	25	<b>43</b>	172.0%	1.9%
カンボジア	0	0	8	28	<b>24</b>	85.7%	1.1%
インドネシア	4	9	24	5	<b>20</b>	400.0%	0.9%
マレーシア	2	4	-	7	<b>14</b>	200.0%	0.6%
シンガポール	3	3	9	8	<b>11</b>	137.5%	0.5%
上記以外の国	18	48	46	82	<b>22</b>	26.8%	1.0%
合計	2,845	3,211	2,184	1,872	<b>2,257</b>	120.6%	100.0%

(注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2) 件数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数を計上しています。

(注3) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

## 2. 仕出国(地域)別輸入差止実績(点数)

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年	前年比	構成比
中国	34,417	32,739	26,628	49,589	<b>40,990</b>	82.7%	59.0%
韓国	7,133	765	1,457	2,831	<b>11,269</b>	398.1%	16.2%
ベトナム	34	131	480	1,716	<b>7,210</b>	420.2%	10.4%
フィリピン	964	1,104	2,162	2,873	<b>6,044</b>	210.4%	8.7%
タイ	1,517	212	1,422	1,933	<b>1,261</b>	65.2%	1.8%
香港	8,723	2,147	4,339	3,274	<b>1,222</b>	37.3%	1.8%
マレーシア	11	4,025	-	24	<b>577</b>	2404.2%	0.8%
インドネシア	69	48	167	66	<b>365</b>	553.0%	0.5%
シンガポール	506	40	2,705	38	<b>186</b>	489.5%	0.3%
カンボジア	-	-	44	133	<b>145</b>	109.0%	0.2%
上記以外の国	383	517	2813	433	<b>155</b>	35.8%	0.2%
合計	53,757	41,728	42,217	62,910	<b>69,424</b>	110.4%	100.0%

(注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2) 点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の点数を計上しています。

(注3) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

### 3. 知的財産別輸入差止実績

上段: 件数  
下段: 点数

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年	前年比	構成比
特許権		2	2	1	18	24	133.3%	1.0%
		8,457	502	70	544	1,559	286.6%	2.2%
実用新案権		0	0	0	0	0	—	—
		0	0	0	0	0	—	—
意匠権		5	23	51	12	22	183.3%	0.9%
		4,036	10,651	11,100	3,352	4,665	139.2%	6.7%
商標権		2,799	3,164	2,101	1,729	2,149	124.3%	92.1%
		39,368	28,406	26,383	49,206	49,821	101.2%	71.8%
著作権		58	37	75	149	138	92.6%	5.9%
		1,896	2,164	4,664	9,808	13,379	136.4%	19.3%
著作隣接権		0	0	0	0	0	—	—
		0	0	0	0	0	—	—
回路配置利用権		0	0	0	0	0	—	—
		0	0	0	0	0	—	—
育成者権		0	0	0	0	0	—	—
		0	0	0	0	0	—	—
不正競争防止法 違反物品	周知表示	0	0	0	0	0	—	—
	混同惹起品	0	0	0	0	0	—	—
	著名表示	0	0	0	0	0	—	—
	冒用品	0	0	0	0	0	—	—
	形態模倣品	0	0	0	0	0	—	—
	営業秘密	—	—	—	0	0	—	—
	侵害品	—	—	—	0	0	—	—
	技術的制限手段 無効化装置	0	2	0	0	0	—	—
	0	5	0	0	0	—	—	
合計		2,864	3,228	2,228	1,908	2,333	122.3%	100.0%
		53,757	41,728	42,217	62,910	69,424	110.4%	100.0%

(注1) 件数・点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数・点数を計上しています。

(注2) 1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、件数についてはそれぞれの知的財産に、点数については表中上位の知的財産のみに計上しています。従って、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は権利ごとの件数の合計(のべ数)をもとに算出しています。

(注3) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

#### 4. 品目別輸入差止実績(件数)

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年	前年比	構成比
衣類	630	863	833	762	<b>1,356</b>	178.0%	42.7%
バッグ類	1,013	976	459	557	<b>482</b>	86.5%	15.2%
靴類	207	457	288	246	<b>358</b>	145.5%	11.3%
帽子類	49	99	106	105	<b>170</b>	161.9%	5.4%
携帯電話及び 付属品	329	225	144	118	<b>136</b>	115.3%	4.3%
身辺細貨類	50	81	65	63	<b>87</b>	138.1%	2.7%
ベルト類	47	49	42	34	<b>68</b>	200.0%	2.1%
時計類	162	201	108	95	<b>58</b>	61.1%	1.8%
自動車及び付属品	41	44	36	43	<b>46</b>	107.0%	1.5%
電気製品	19	22	50	24	<b>39</b>	162.5%	1.2%
コンピュータ製品	248	288	101	12	<b>37</b>	308.3%	1.2%
キーホルダー類	68	51	25	38	<b>36</b>	94.7%	1.1%
玩具類	8	16	5	17	<b>29</b>	170.6%	0.9%
運動用具	36	28	110	52	<b>27</b>	51.9%	0.9%
眼鏡類及び付属品	53	55	12	17	<b>23</b>	135.3%	0.7%
上記以外の品目	221	193	269	266	<b>220</b>	82.7%	7.0%
合計	2,845	3,211	2,184	1,872	<b>2,257</b>	120.6%	100.0%

(注1) 件数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数を計上しています。

(注2) 1事案で複数の品目を含んだものがある場合、それぞれに計上するため品目ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は品目ごとの件数の合計(のべ件数)をもとに算出しています。

(注3) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

## 5. 品目別輸入差止実績(点数)

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年	前年比	構成比
コンピュータ製品	9,297	1,390	456	1,002	<b>15,241</b>	1521.1%	22.0%
衣類	3,019	3,346	9,633	6,867	<b>14,079</b>	205.0%	20.3%
電気製品	725	10,497	4,357	6,609	<b>3,464</b>	52.4%	5.0%
携帯電話及び 付属品	5,691	4,165	2,186	2,056	<b>3,128</b>	152.1%	4.5%
バッグ類	2,927	2,339	3,181	2,275	<b>2,373</b>	104.3%	3.4%
身辺細貨類	538	666	1,901	497	<b>2,055</b>	413.5%	3.0%
煙草及び喫煙用具	2	2	2,213	1	<b>1,800</b>	180000.0%	2.6%
キーホルダー類	214	566	170	4,112	<b>1,226</b>	29.8%	1.8%
自動車及び付属品	6,975	1,780	1,227	916	<b>1,060</b>	115.7%	1.5%
靴類	442	1,059	489	598	<b>961</b>	160.7%	1.4%
文具類	265	52	645	535	<b>871</b>	162.8%	1.3%
医薬品	3,209	1,418	1,879	1,847	<b>850</b>	46.0%	1.2%
紙製品	-	-	91	1,065	<b>753</b>	70.7%	1.1%
帽子類	492	383	438	1,820	<b>602</b>	33.1%	0.9%
家庭用雑貨	395	430	5,685	600	<b>527</b>	87.8%	0.8%
上記以外の品目	19,566	13,635	7,666	32,110	<b>20,434</b>	63.6%	29.4%
合計	53,757	41,728	42,217	62,910	<b>69,424</b>	110.4%	100.0%

(注1) 点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の点数を計上しています。

(注2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

## 6. 輸送形態別輸入差止実績

上段:件数  
下段:点数

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年	前年比	構成比
郵便物	2,716	3,048	2,007	1,630	<b>2,022</b>	124.0%	89.6%
	30,300	22,294	18,342	26,290	<b>42,518</b>	161.7%	61.2%
一般貨物	129	163	177	242	<b>235</b>	97.1%	10.4%
	23,457	19,434	23,875	36,620	<b>26,906</b>	73.5%	38.8%
合計	2,845	3,211	2,184	1,872	<b>2,257</b>	120.6%	100.0%
	53,757	41,728	42,217	62,910	<b>69,424</b>	110.4%	100.0%

(注 1) 件数・点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数・点数を計上しています。

(注 2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

## 税関における知的財産侵害物品の差止め（参考）

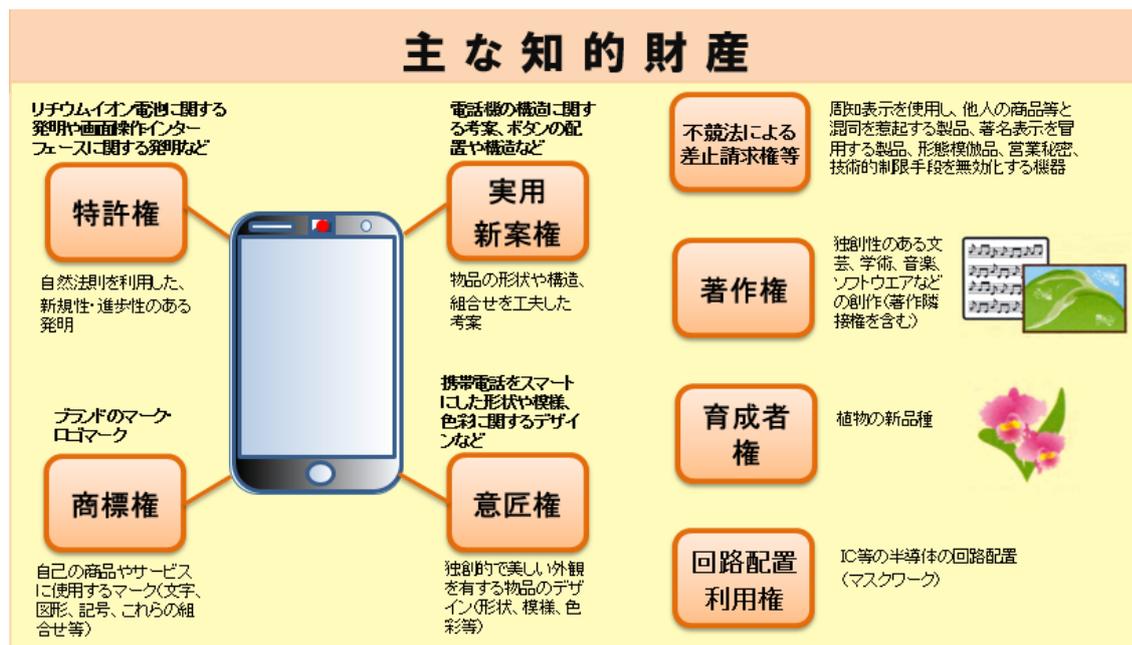
知的財産侵害物品は、権利者が本来得るべき利益を奪い、経済秩序を歪めることにより社会経済の活力を損なうものです。また、国民の安全・安心を脅かすおそれもあります。

知的財産侵害物品については、関税法により、輸入及び輸出してはならない物品として規定されており、税関では、その水際取締りを強化しています。

### 税関で差し止めている知的財産侵害物品（保護対象）は

特許権（発明）、実用新案権（アイデア）、意匠権（形状等のデザイン）、商標権（ブランドのロゴマーク等）、著作権・著作隣接権（映画、音楽等）、育成者権（植物品種）、\*回路配置利用権（回路素子と導線のレイアウト）を侵害する物品及び不正競争防止法違反物品（技術的制限手段無効化装置等）です。

※回路配置利用権は輸入のみ



## ○ 関税法第 69 条の 2 第 1 項

次に掲げる貨物は、輸出してはならない。

- ① 麻薬等の不正薬物
- ② 児童ポルノ
- ③ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権を侵害する物品
- ④ 不正競争防止法違反物品（技術的制限手段無効化装置等）

## ○ 関税法第 69 条の 11 第 1 項

次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

- ① 麻薬等の不正薬物
- ①の2 指定薬物
- ② 拳銃、小銃、機関銃等
- ③ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品
- ⑩ 不正競争防止法違反物品（技術的制限手段無効化装置等）

※点線枠内の規定に該当するものを、知的財産侵害物品といいます。



知的財産侵害物品を輸出入すると、以下の罰則が科されることがあります。

## ○ 関税法第 109 条第 2 項、第 108 条の 4 第 2 項

知的財産侵害物品を輸入した者、輸出した者は、

**10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金**

に処し、又はこれを併科する。